

処理事例6 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

| 苦情申立て対象機関 | 財務部税務室資産税課 | |
|-------------|--|-------|
| 苦情申立ての内容 | <p>平成13年に市の担当課の説明に従い、建物増改築一式を償却資産として申告し、固定資産（償却資産）税（以下「償却資産税」という。）を納めてきましたが、平成19年8月に固定資産（家屋）として申告すべきものであったことが判明しました。</p> <p>これまで納めてきた償却資産税は、全額返還されるものと思っていましたところ、5年を経過した平成13年度と平成14年度については、地方税法の規定により時効になるため、還付できないとの説明を市の担当課から受けました。しかし、申告時に市の担当課が正しい説明をするか、申告内容を確認していれば発生しなかった課税誤りなので、5年を経過した償却資産税についても返還してほしい。</p> | |
| 調査結果等 | <p>オンブズマンは、申立人と面談した後に資産税課へ調査に入り、地方税法では還付できないことを確認するとともに、他の救済措置を模索しました。資産税課によると、「明石市固定資産税等課税誤りによる返還金支払要綱」（以下「当該要綱」という。）による返還方法がありますが、償却資産税は申告主義であり、本人からの申告どおり課税した資産税課の事務処理に、当該要綱の支払理由である「重大な課税上の誤り」はなかったと認識しているとのことでした。</p> <p>オンブズマンは、申立人と資産税課が、平成13年に交わしたやり取りの事実を確認することはできませんでしたが、関係書類を閲覧する中で、資産税課による申告書の記載内容の確認が適正であったかという点に注目しました。平成13年度の申告書は償却資産のものでありながら、資産の名称等として「タテモノゾウカイチク」と記載されています。通常なら強い疑問を抱き、本人に確認するような内容であると考えました。</p> <p>一方、他の地方自治体の事例から、当該要綱に規定する「重大な課税上の誤り」の範囲を、国家賠償法に規定する「過失」にまでは至らない「誤り」と捉えました。</p> <p>以上のことから、記載誤りであることが十分に考えられる申告内容を見過ごして課税した平成13年当時の資産税課の事務処理に「重大な課税上の誤り」がなかったとは言いきれず、また、それは、償却資産税が申告主義であるからといって免れるものでもないとの判断に至りましたので、資産税課に対し、返還の検討を申し入れました。</p> <p>資産税課では、現在の事務処理において同様の申告があれば、見過ごすようなことはないとの点から考えれば、平成13年当時の確認事務に問題がなかったとは言いがたいとこれまでの考えを改め、当該要綱の規定により返還に応じるとの報告でした。</p> <p>オンブズマンは、資産税課からの報告により、今後は同様の課税誤りが生じることがないことを確認するとともに、苦情申立人に対しては、償却資産税全額が返還され、正しい取り扱いになると判断したため、報告どおりに処理されることを前提に今回の申立てに関する調査を終了することにしました。</p> | |
| 措置結果（概略） | 5年を経過した平成13年度と平成14年度の償却資産税は、平成19年12月14日に申立人へ返還されました。 | |
| 苦情申立ての受付年月日 | 平成19年（2007年）9月10日 | 要した日数 |
| オンブズマン面談年月日 | 平成19年（2007年）9月20日 | 10日間 |
| 市の機関への調査年月日 | 平成19年（2007年）10月4日 | 24日間 |
| 調査結果通知年月日 | 平成19年（2007年）11月9日 | 60日間 |